

倫 理 規 程

公益財団法人 日本レスリング協会

(2 5 . 4 . 1)

倫理規程

<前文>

公益財団法人日本レスリング協会（以下、「本協会」という。）は、その設立の趣意に基づき、レスリング競技の普及発展による国民の体力向上とスポーツ精神の涵養のため、一貫した事業活動を続けてきた。特に新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活力の有力な担い手として公益法人の役割は、国内はもとより国際的にも益々重要性を増してきており、本協会もこの時代の要請に積極的に応えていかねばならない。

このような認識のもと、本協会は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

本協会のすべての役職員（評議員、理事、監事、役員、職員）及び本協会登録者（以下、「役職員及び登録者等」という。）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 本協会は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当らねばならない。

（社会的信用の維持）

第2条 本協会並びに役職員及び登録者等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 本協会並びに役職員及び登録者等は、関連法令及び本協会の定款、本倫理規程その他の内規を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう、適正に事業を運営かつ行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 本協会の役職員及び登録者等は、フェアプレーの精神を尊重し、公平性及び公正性を確保するため、スポーツの価値を損なう次の各号に定める不適切な行為を行わず、強要せず、黙認せず、許さず、その根絶に努めるものとする。

また、相互を尊重し、個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

- (1) 暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等）、不合理な差別（人種、性別、障害の有無等）等の行為
- (2) ドーピングや勝敗に関わる意図的な操作等の不正行為
- (3) 薬物使用乱用（大麻、覚醒剤など）や違法賭博等の反社会的行為
- (4) 暴力団等、反社会的勢力と関わる行為

(私的利益の禁止)

第5条 本協会の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を利用して私的な利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 本協会の役職員は、その職務の執行に際し、本協会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、その他本協会が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第7条 本協会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第8条 本協会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第9条 本協会の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第 10 条 本協会は、理事会や役員会の決議に基づき倫理委員会を開催し、この規程の遵守状況を監視する。

(違反による処分等)

第 11 条 役職員及び登録者等が、第 4 条・第 5 条・第 6 条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、倫理担当理事又は倫理委員会は、直ちに調査を開始し、その結果当該役職員等及び登録者等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、以下の各号に定める方法により相当の処分をするものとする。

(1) 評議員及び理事・役員等の解任については、定款第 11 条、第 27 条に基づき取り扱うものとする。

(2) 名誉会長等の名誉職及び委員会委員の解任については、倫理委員会の意見を聴取したうえ、理事会の決議によるものとする。

(3) 職員の処分は、就業規則に基づき取り扱うものとする。

ただし、事務局長等の重要な職員については、理事会の決議によるものとする。

(4) 登録者については、登録規程・加盟団体規程及び競技者規程に基づき相当の処分をするものとする。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 本規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2. 本規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。